

(2) 環境監視計画

施設の供用後は、施設の稼働状況や関係法令への適合状況を監視するため、以下に示す環境監視を実施する。

① 地下水モニタリング

地下水モニタリングは埋立地上流側と下流側の4箇所にモニタリング井戸を設置し、モニタリング井戸と地下水集排水設備出口において、表 2-2-20 に示す項目について地下水分析を行うこととする。

表 2-2-20 地下水モニタリング項目

項 目	頻 度
カドミウム	年 1 回以上
全シアン	
鉛	
六価クロム	
砒 素	
総水銀	
アルキル水銀	
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	
1,1-ジクロロエチレン	
シス-1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
1,1,2-トリクロロエタン	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
1,3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
ふっ素	
ほう素	
ダイオキシン類	
電気伝導率	月 1 回以上
塩素イオン	

② 処理水放流水モニタリング

処理水放流水のモニタリングは表 2-2-21 に示すとおり計画する。

表 2-2-21 最終処分場計画処理水質

項目	頻度
表 2-2-8 に示す下水道排除基準に示す項目	年 1 回以上
水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 浮遊物質 窒素含有量 カルシウム	月 1 回以上

3) 地域振興施設

(1) 年間利用者数

年間利用者数は 50,000 人を計画する。

(2) 施設稼働日数

年間稼働日数は 300 日とする。また、営業時間は、午前 10 時から午後 9 時とする。

(3) 利用者交通量

利用者の自動車交通量は 100 台/日を計画する。

2.2.4 工事計画

1) 工事工程

ごみ処理施設及び最終処分場の工事工程計画を以下に示す。

なお、地域振興施設については、現段階で未確定であること、また工事規模が小規模であることから省略した。

(1) ごみ処理施設

ごみ処理施設の工事は、先行して造成工事による基盤整備、道路整備を行い、その後、ごみ処理施設を建設するプラント工事を行う工程とする。工事工程計画は表 2-2-22 に示すとおりである。なお、工種別の建設機械台数等については資料編に示す。

(2) 最終処分場

最終処分場の工事工程計画は表 2-2-23 に示すとおりである。なお、最終処分場の工事にあたっては、オオタカの繁殖に配慮し、繁殖期には営巣地付近での大規模な掘削工事、伐採工事等を行わないこととする。なお、工種別の建設機械台数等については資料編に示す。

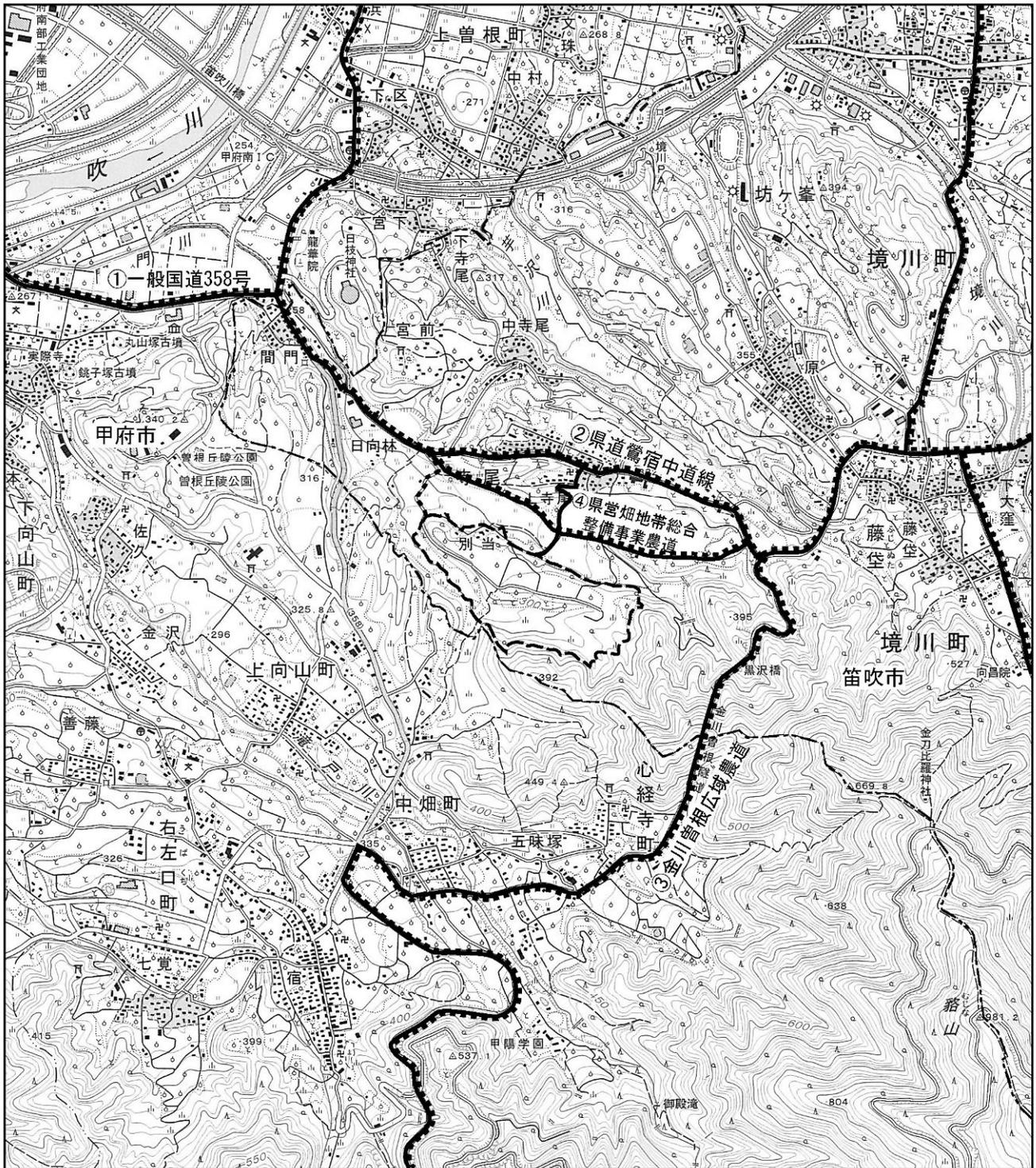
2) 車両運行計画

3 施設共通して、工事中の資機材運搬車両の通行経路は、図 2-2-15 に示す一般国道 358 号、県道鶯宿中道線、その他として金川曾根広域農道、県営畑地帯総合整備事業で整備される幹線農道・支線農道である。

車両台数は現段階では、最大で約 816 台/日（ごみ処理施設 600 台/日、最終処分場 160 台/日、地域振興施設 56 台/日）と想定している。

表 2-2-23 工事工程 (最終処分場)

工事開始からの月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49			
準備工事	■																																																			
仮設道路工事			■																																																	
河川付替工事				■																																																
水処理先行工事								■																																												
搬入道路工事									■																																											
処分場工事													■																																							
水処理施設等工事																																																				
管理施設工事																																																				



注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	車両通行経路（ごみ処理施設及び地域振興施設の建設）
	車両通行経路（最終処分場の建設）



S=1:25000

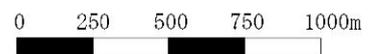


図 2-2-15 工事用車両通行ルート

2.2.5 環境保全計画

「計画・設計段階」、「工事時」、「存在・供用時」の環境配慮事項を表 2-2-24(1)～表 2-2-27(3)に示す。ここに示す環境配慮事項については、事業者の追加、変更等があった場合においても確実に継承する。

1) 計画・設計段階の環境配慮事項

ごみ処理施設、最終処分場の計画・設計にあたっては、環境影響評価の結果を確実に実行するため、環境に配慮する事項としてあらかじめ定めた内容を表 2-2-24(1)～(2)に示す。

表 2-2-24(1) 計画・設計段階の環境配慮事項（ごみ処理施設）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
計画・設計	施設計画全般	詳細設計等の発注時の仕様書への明記	詳細設計等の発注にあたっては、評価書に示す環境配慮事項及び環境保全措置を仕様書に明記する。
		環境負荷の小さい計画の選考	複数の計画案の中から計画内容を選定する際には環境影響配慮の程度を評価項目に含むこととする。
		希少植物へ配慮した計画・設計	マツバランをはじめとする希少植物の環境保全措置及び環境配慮事項の効果を阻害しない計画・設計を行う。

表 2-2-24(2) 計画・設計段階の環境配慮事項（最終処分場）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
計画・設計	施設計画全般	環境配慮事項及び環境保全措置の実施	今後の計画、設計にあたっては、評価書に示す環境配慮事項及び環境保全措置を適切に実施できる内容とする。
		周辺環境に適合する計画の策定	今後の計画、設計等にあたっては、周辺地形及び植生（二次林）等との連続性、動植物の生息、生育環境に配慮した良好な里山の生態系及び曾根丘陵公園等の眺望点からの景観に配慮した内容とする。
		跡地利用計画の検討	最終処分場跡地利用計画の形状・植栽等検討にあたっては、フォトモンタージュ等を用いて検討する。
		動物による掘り起こし等の防止	埋立処分場をイノシシ、シカ等の大型哺乳類が掘り起こして損傷することがないように、埋立処分場周辺には進入防止策を設置するよう計画する。
		希少植物へ配慮した計画・設計	マツバランをはじめとする希少植物の環境保全措置及び環境配慮事項の効果を阻害しない計画・設計を行う。
		生育地の改変回避	マツバランの 2 箇所の生育地のうちの 1 箇所を現況のまま保全することとして、改変区域から除外した。
		専門家の指導	最終処分場計画の策定にあたって、自然環境等に係る事項に専門家からの指導、助言を受けた場合には、専門家の所属、氏名、専門分野及び指導内容を明らかにする。

2) 工事時の環境配慮事項

ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の工事实施に関して、環境影響評価の結果によらず、環境に配慮する事項としてあらかじめ定めた内容を表 2-2-25(1)～(3)に示す。

表 2-2-25(1) 工事時の環境配慮事項 (3 事業共通)

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
大気汚染	造成等の施工	建設機械の稼働集中の回避	造成工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって粉じんの発生を抑制する。
		造成法面の緑化	切土、盛土の法面整地後は、植生適正時期を勘案の上、できる限り早期に法面緑化を行い、粉じんの発生を抑制する。
	建設機械の稼働	建設機械の稼働集中の回避	工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械の排ガス量を低減する。
		機械の選定	排出ガス対策型機械の使用による機械の選定を行い、排ガスの発生を抑制する。 (工事発注時において、対策型機械を使用する等、特記仕様書に明記する)。
資機材運搬車両の走行	資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両排ガスの集中を抑制する。	
騒音	建設機械の稼働	建設機械の稼働集中の回避	工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械騒音の発生を抑制する。
		機械の選定	低騒音型建設機械の使用による機械の選定を行い、騒音の発生を抑制する。
	資機材運搬車両の走行	資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両騒音の発生を抑制する。
振動	建設機械の稼働	建設機械の稼働集中の回避	工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械振動の発生を抑制する。
		機械の選定	低振動型建設機械の使用による機械の選定を行い、振動の発生を抑制する。
	資機材運搬車両の走行	資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両振動の発生を抑制する。
水質汚濁	造成による土砂流出	防災調整池の設置	防災調整池を2箇所設置し、降雨時に流出する濁水対策を行う。この防災調整池による滞留時間を確保し、上澄水を放流する。
		仮設沈砂池の設置	工事期間中において、特に土砂流出の認められる箇所においては仮設沈砂池を設け、濁水の土砂を沈降させて上澄水を防災調整池へ放流する。
陸上動物生態系	造成等の施工	残置緑地(緩衝緑地)の確保	直接改変区域の外周に残置緑地(緩衝緑地)を確保し、対象事業実施区域外の林内環境、林縁部の植生環境の変化を最小化する。
		水辺環境の創出	対象事業実施区域南側の蟹沢川付替にあたっては、多自然型護岸を採用するとともに、ビオトープとなるような流水域、止水域、湿地等の多様な水辺環境を創出する。 なお、付替河川及びビオトープにおける保全措置の内容は「6.14 生態系」に示す。

表 2-2-25(2) 工事時の環境配慮事項 (3 事業共通)

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容	
陸上動物	資機材運搬車両の走行	ロードキル防止の注意喚起	工事時の資機材運搬車両の運転手に対して、ロードキル防止のための注意喚起を行う。	
	造成による土砂流出	濁水防止策の実施	造成工事に先立ち仮設沈砂池及び仮排水路を設置し、工事中に発生する濁水が水系に流出するのを防止する。	
	建設機械の稼働	保全すべき動物種に配慮した工事工程の検討	保全すべき動物種の繁殖時期等に配慮が必要な時期には影響が生じる恐れのある工区の作業を避けるなどの検討を行ったうえで工事工程を設定する。また、工区ごとの作業工程表を作成し、作業員等に周知徹底する。	
	造成等の施工	工事時間帯の限定	工事時間帯の限定	夜間、及び早朝の工事作業は実施しない。また夜間の作業員の出入りや照明を規制し、動物への影響を低減化させる。
		猛禽類の繁殖期に配慮した工事工程	猛禽類の繁殖期に配慮した工事工程	オオタカ等の猛禽類の繁殖に影響を及ぼさないよう、造成工事、伐採作業等の大規模な作業については猛禽類の非繁殖期に実施する。
		工事開始時における動物の逃避経路確保	工事開始時における動物の逃避経路確保	造成工事においては、一時期に改変区域と非改変区域の連続性を破壊しないよう、工区分けを行い部分的な範囲から順次、工事着手する。
		建設作業機械等の稼働制限	建設作業機械等の稼働制限	クレーンのアームは未使用時には下げ、猛禽類の飛翔妨害を避けるよう配慮するほか、低騒音型の重機使用、未使用時のアイドリング停止、荷台のあおりやバケットたたきつけ、資材の落下等の禁止を徹底し、突発音の防止、低騒音・低振動化に努める。
		残置森林への立ち入り制限	残置森林への立ち入り制限	工事にあたっては、残地森林、対象事業実施区域外の森林等に立ち入らないよう作業員に指導を徹底する。
		立入禁止区域の設定	立入禁止区域の設定	特に、作業員が立ち入ることにより影響が生じる猛禽類営巣地点の付近などは立入禁止区域として設定する。
ゴミ処理方法の徹底		ゴミ処理方法の徹底	作業員の飲食等により生じるゴミは、カラス等を誘引することのないようゴミの管理、処理方法を徹底する。	
作業員への環境配慮指導の徹底		作業員への環境配慮指導の徹底	「建設作業機械等の作業制限」、「残置森林等への立ち入り制限」、「立ち入り禁止区域の設定」及び「ごみ処理方法の徹底」等の環境配慮事項について、作業員に徹底するため、日々のミーティング等で確認・指導を行う。	
水生生物	造成による土砂流出	工事により発生する濁水の流出防止	工事に先立ち仮設沈砂池や仮排水路等の設置により、工事中の濁水が水系に流出するのを防止する。	

表 2-2-25(3) 工事時の環境配慮事項 (3 事業共通)

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
生態系	建設機械の稼働	工事時間帯の限定	夜間、及び早朝の工事作業は実施しない。また夜間の作業員の出入りや照明を規制し、動物への影響を低減化させる
		猛禽類の繁殖期に配慮した工事工程	オオタカ等の猛禽類の繁殖に影響を及ぼさないよう、営巣地付近での大規模な掘削工事、伐採作業等については猛禽類の非繁殖期に実施する。
		建設作業機械等の稼働制限	クレーンのアームは未使用時には下げ、猛禽類の飛翔妨害を避けるよう配慮するほか、低騒音型の重機使用、未使用時のアイドリング停止、荷台のあおりやバケットたたきつけ、資材の落下等の禁止を徹底し、突発音の防止、低騒音・低振動化に努める。
	造成による土砂流出	濁水防止策の実施	造成工事に先立ち仮設沈砂池及び仮排水路を設置し、工事中に発生する濁水が水系に流出するのを防止する
	造成等の施工	工事開始時における動物の逃避経路確保	造成工事においては、一時期に改変区域と非改変区域の連続性を破壊しないよう、工区分けを行い部分的な範囲から順次、工事着手する。
		残置緑地への立ち入り制限	工事にあたっては、残置緑地、対象事業実施区域外の森林等に立ち入らないよう作業員に指導を徹底する。
		立入禁止区域の設定	特に、作業員が立ち入ることにより影響が生じる猛禽類営巣地点の付近などは立入禁止区域として設定する。
		ゴミ処理方法の徹底	作業員の飲食等により生じるゴミは、カラス等を誘引することのないようゴミの管理、処理方法を徹底する。
		作業員への環境配慮指導の徹底	「建設作業機械等の作業制限」、「残置緑地等への立ち入り制限」、「立ち入り禁止区域の設定」及び「ごみ処理方法の徹底」等の環境配慮事項について、作業員に徹底するため、日々のミーティング等で確認・指導を行う。
	廃棄物・発生土	造成等による土砂・伐採木等の発生	分別排出に関する指導
伐木等の再利用			伐木等は木材加工業者への委託によりチップ化し、果樹園の堆肥等の再利用に努める。
残土の再利用			造成工事に伴う残土については他の造成事業等との調整により再利用を促進する。
プラント工事における残土の排出抑制			残土の発生量の少ない施設配置計画の検討を行うよう指導する。
その他建設副産物の再利用			伐木等や残土以外の建設副産物（アスファルトがら、コンクリートがら、金属くず、木くず等）についても再生利用を図るよう指導する。
温室効果ガス	資機材運搬車両の走行	工事関係車両からの温室効果ガス排出量の抑制	場外搬出する残土、廃棄物等の搬出先の選定にあたって運行距離に配慮し、工事関係車両の走行に伴う排出量を抑制する。

3) 存在・供用時の環境配慮事項

(1) ごみ処理施設

ごみ処理施設の存在・供用に関して、環境影響評価の結果によらず、環境に配慮する事項として定めた内容を表 2-2-26(1)～(4)に示す。

表 2-2-26(1) 存在・供用時の環境配慮事項（ごみ処理施設）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
大気汚染	ごみ処理施設の稼働	煙突排ガス濃度の低減	燃焼制御及び排ガス処理設備の設置など実行可能なより良い技術を導入するとともに、法規制値より厳しい自主規制値を設定し排ガス濃度の低減を図る。
		排出源高さの設定	煙突高さは地上 59m 以上とする。
		環境監視の実施	燃焼状況、煙突排出ガス濃度などの環境モニタリングを実施する。
	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の集中の回避	廃棄物運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両排ガスの発生を抑制する。 特に接地逆転層により大気汚染物質が拡散しにくい早朝及び夕方に搬入が集中することのないように計画する。
関係機関への低公害車両の導入の要請		事業者として可能な範囲で関係機関へ低公害車両の導入について働きかけを行う。	
悪臭	ごみ処理施設の稼働	悪臭防止対策の実施	プラットホーム出入口扉及びエアカーテンの設置、ごみピットの投入扉の設置、ごみピット内の負圧化（燃焼空気としてピット内から吸引）、プラットホームや敷地内道路における清掃によって、外部への臭気の漏洩を防止する。
		煙突排ガス濃度の低減	燃焼制御及び排ガス処理設備の設置など実行可能なより良い技術を導入する。
		排出源高さの設定	煙突高さは地上 59m 以上とする。
騒音	ごみ処理施設の稼働	防音対策の実施	主要な騒音発生機器は屋内へ設置する。
		廃棄物運搬車両の集中の回避	廃棄物運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両騒音の発生を抑制する。
低周波音	ごみ処理施設の稼働	低周波音発生機器の屋内への設置	タービン・発電機、空気圧縮機等の低周波音が発生する可能性がある機器は室内に設置することにより外部への低周波音の伝搬を低減する。
		低周波音発生機器の防振対策	タービン・発電機、空気圧縮機等の低周波音が発生する可能性がある機器については、防振ゴムの設置等の防振対策を行う。
		機器類の定期的な管理	定期的に機械及び施設装置の点検を行い、異常の確認された機器類はすみやかに修理、交換し、機器の異常による大きな低周波音の発生を未然に防ぐ。
振動	ごみ処理施設の稼働	防振対策の実施	主要な振動発生機器は基礎への固定、防振ばねの使用などを実施する。
	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の集中の回避	廃棄物運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両振動の発生を抑制する。
水質汚濁	ごみ処理施設の稼働	プラント排水の公共用水域への無放流	プラント排水は、できる限り場内で再利用を行うが、余剰分については除外設備で処理した後、下水道に放流し、公共用水域へは放流しない。

表 2-2-26(2) 存在・供用時の環境配慮事項（ごみ処理施設）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
水象	ごみ処理施設の存在	残置林の確保	残存緑地の持つ保水機能を維持することにより、洪水時の流出抑制と平常時の流況の安定化を図るものとする。
		駐車場及び歩道等における浸透性機能を有する構造の検討	地下浸透を促進させることにより、地下水保全を図るとともに、洪水時の流出抑制と平常時の流況の安定化を図るものとする。
		緑化の実施	周辺環境と調和する緑化（二次林）の実施により、改変による表面流出を抑制するために、地下浸透域を促進するとともに、洪水時の流出抑制による流況の安定化を図るものとする。
		地下水利用の回避	ごみ処理施設の冷却水等のプラント用水は地下水を使用せず、上水道を利用する。
地盤沈下	ごみ処理施設の稼働	地下水利用の回避	ごみ処理施設の冷却水等のプラント用水は地下水を使用せず上水道を利用する。
土壌汚染	ごみ処理施設の稼働	煙突排ガス濃度の低減	燃焼制御及び排ガス処理設備の設置など実行可能なより良い技術を導入するとともに、法規制値より厳しい自主規制値を設定し排ガス濃度の低減を図る。
		排出源高さの設定	煙突高さは地上 59m 以上とする。
陸上植物、陸上動物、水生生物、生態系	ごみ処理施設の存在	残置緑地（緩衝緑地）の確保	直接改変区域の外周に残置緑地（緩衝緑地）を確保し、対象事業実施区域外の林内環境、林縁部の植生環境の変化を最小化する。
		水辺環境の創出	対象事業実施区域南側の蟹沢川付替にあたっては、多自然型護岸を採用するとともに、ビオトープとなるような流水域、止水域、湿地等の多様な水辺環境を創出する。 なお、付替河川及びビオトープにおける保全措置の内容は「6.14 生態系」に示す。
陸上動物	ごみ処理施設の存在	作業時間の限定	夜間、及び早朝の屋外作業は実施しない。また駐車場等の照明の対象事業実施区域外への漏洩を抑制し、動物への影響を低減化させる。
		緑化の実施	残置緑地内にある果樹園に樹木植栽を行い、周辺環境と調和のとれた二次林主体の樹林を創出するとともに、造成の法面は早期緑化を行い、動物の生息・利用環境を回復させる。
		施設フェンスの設置	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する。
		昆虫類の誘引効果が低い夜間照明の設定	夜間照明及び外灯は、昆虫類の誘引効果の低い黄色高圧ナトリウムランプ等を使用し、周辺の昆虫相の保全と、それらを餌とする生物の餌資源について保全する。
	廃棄物運搬車両の走行	ロードキル防止の注意喚起	存在・供用時の廃棄物運搬車両の運転手に対して、ロードキル防止のための注意喚起を行う。

表 2-2-26(3) 存在・供用時の環境配慮事項（ごみ処理施設）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
生態系	ごみ処理施設の存在	作業時間の限定	夜間、及び早朝の屋外作業は実施しない。また駐車場等の照明の対象事業実施区域外への漏洩を抑制し、動物への影響を低減化させる。
		緑化の実施	残置緑地内にある果樹園に樹木植栽を行い、周辺環境と調和のとれた二次林主体の樹林を創出するとともに、造成の法面は早期緑化を行い、動物の生息・利用環境を回復させる。
		施設フェンスの設置	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する。
		昆虫類の誘引効果が低い夜間照明の設定	夜間照明及び外灯は、昆虫類の誘引効果の低い黄色高圧ナトリウムランプ等を使用し、周辺の昆虫相の保全と、それらを餌とする生物の餌資源について保全する。
景観・風景、人と自然との触れ合い活動の場	ごみ処理施設の存在	残置林の確保	対象事業実施区域内において現況の斜面林等を活かした残置林を確保し、周辺からの眺望の変化を最小化する。
		緑化の実施	のり面や建物周辺を植栽することで景観の変化を抑制し、周辺の里山景観との調和を図る。
		建物等の色彩及び形状の配慮	煙突、建物は周辺の里山景観との調和に配慮した色調とする。また、建物の形状の変化や壁の分割等により周辺景観との調和を図る。
		維持管理上の配慮	残置林やのり面が良好な状態を保つことができるよう適正な管理を行う。
廃棄物・発生源	ごみ処理施設の稼働	ごみの減量化・分別に関する指導	広報、啓発による更なるごみの減量化・分別のための活動を行う。
		飛灰の適正処理	飛灰については、重金属の溶出を防止するため薬剤処理し、飛灰固化物として最終処分場への埋立処分を行う。
		熔融スラグの有効利用	熔融スラグ利用者との連携により品質保証体制を構築し、環境安全性の高い熔融スラグを出荷することで、コンクリート二次製品、路盤材等としての有効利用を図る。 また、事業者または事業者構成自治体において、熔融スラグの具体的な有効利用計画等が策定された場合には公表する。
		施設運営や管理事務に伴い発生する廃棄物の再利用、適正処分	施設運営や管理事務に伴い発生する廃棄物は、極力発生抑制(用紙の両面使用、缶・びん等の分別による資源としての再利用等)に努めるとともに、適正に処分する。
大気汚染物質・水質汚濁物質	ごみ処理施設の稼働	煙突排ガス濃度の低減	燃焼制御及び排ガス処理設備の設置など実行可能なより良い技術を導入するとともに、法規制値より厳しい自主規制値を設定し排ガス濃度の低減を図る。
		プラント排水の公共用水域への無放流	プラント排水は、できる限り場内で再利用を行うが、余剰分については除外設備で処理した後、下水道に放流し、公共用水域へは放流しない。

表 2-2-26(4) 存在・供用時の環境配慮事項（ごみ処理施設）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
温室効果ガス等	ごみ処理施設の稼働	ごみの減量化・分別に関する指導	広報、啓発による更なるごみの減量化・分別のための活動を行う。
		ごみ処理施設における高効率発電の導入	廃棄物の焼却処理に伴い排出される熱を回収し、発電に利用することで、外部から供給される電気使用量を削減する。
		助燃材の消費量の低減	燃焼温度の適正管理により消費低減の消費を抑制するよう指導を行う。
		職員に対する温暖化対策意識の啓発活動	職員に対する温暖化対策意識の啓発活動をおこない、省エネ、節約を心がけることでエネルギー使用量を削減する。
	廃棄物運搬車両の走行	収集運搬車両からの温室効果ガス排出量の抑制	定期的な収集運搬車両の点検を指導するほか、天然ガス車等の低公害車の導入を促す。また、運転する際に必要以上の暖気運転（アイドリング）をしないよう指導を行う。

① 最終処分場

最終処分場の存在・供用に関して、環境影響評価の結果によらず、環境に配慮する事項として定めた内容を表 2-2-27(1)～(3)に示す。

表 2-2-27(1) 存在・供用時の環境配慮事項（最終処分場）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
大気汚染	最終処分場の稼働	機械の選定	排出ガス対策型機械の使用による機械の選定を行い、排ガスの発生を抑制する。
	廃棄物の埋立	中間覆土、即日覆土の実施	廃棄物の埋立に伴い、定期的に中間覆土、即日覆土を実施し、粉じんの発生を防止する。
	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の集中の回避	廃棄物運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両排ガスの発生を抑制する。
悪臭	廃棄物の埋立	中間覆土、即日覆土の実施	廃棄物の埋立に伴い、定期的に中間覆土、即日覆土を実施し、悪臭の漏洩を防止する。
騒音	浸出水処理施設の稼働	防音対策の実施	主要な騒音発生機器は屋内へ設置する。
	廃棄物の埋立	作業機械の選定	低騒音型建設機械の使用により騒音の発生を抑制する。
振動	浸出水処理施設の稼働	防振対策の実施	主要な振動発生機器は基礎への固定、防振ばねの使用などを実施する。
水質汚濁	浸出水処理施設の稼働	浸出水処理水の公共用水域への無放流	浸出水処理水は、下水道に放流し、公共用水域へは放流しない。
	廃棄物の埋立	遮水工の設置	埋立地は遮水工を敷設し、地下水汚染を防止する。
		地下水質の監視	埋立地の上下流に各々観測孔（地下水モニタリング井戸）を設置し、定期的に地下水質を監視する。
水象	最終処分場の存在	掘削深度の抑制	地下水への影響を回避するよう最終処分場の掘削深度は、地下水面よりも高い位置とする。
		緑化の実施	周辺環境と調和する緑化（二次林）の実施により、改変による表面流出を抑制するために、地下浸透域を促進するとともに、洪水時の流出抑制による流況の安定化を図るものとする。
地盤沈下	最終処分場の存在	粘土層の撤去による圧密沈下の防止	圧密沈下要因である粘土層の除去を実施し、圧密要因を回避する。
		地盤改良対策の実施	粘土層について、地盤改良を行うことで、圧密沈下量を低減させる。

表 2-2-27(2) 存在・供用時の環境配慮事項（最終処分場）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
土壌汚染	最終処分場の稼働	即日覆土、中間覆土の実施	廃棄物の埋立に伴い即日覆土を行い、定期的に中間覆土を実施し、廃棄物の飛散を防止する。
		最終処分場周辺の定期的な清掃	埋立部分周辺及び雨水側溝等の飛散物が溜まりやすい場所については、定期的に清掃を実施し、清掃により集められた廃棄物については、最終処分場において埋立処分する。
		定期的な土壌調査の実施	最終処分場周辺の土壌については定期的に成分分析を行う。
陸上植物、陸上動物、水生生物、生態系	最終処分場の存在	残置緑地（緩衝緑地）の確保	直接改変区域の外周に残置緑地（緩衝緑地）を確保し、対象事業実施区域外の林内環境、林縁部の植生環境の変化を最小化する。
		水辺環境の創出	対象事業実施区域南側の蟹沢川付替にあたっては、多自然型護岸を採用するとともに、ビオトープとなるような流水域、止水域、湿地等の多様な水辺環境を創出する。なお、付替河川及びビオトープにおける保全措置の内容は「6.14 生態系」に示す。
陸上動物	最終処分場の存在	作業時間の限定	夜間、及び早朝の屋外作業は実施しない。また駐車場等の照明の対象事業実施区域外への漏洩を抑制し、動物への影響を低減化させる。
		緑化の実施	残置緑地内にある果樹園に樹木植栽を行い、周辺環境と調和のとれた二次林主体の樹林を創出するとともに、造成の法面は早期緑化を行い、動物の生息・利用環境を回復させる。
		施設フェンスの設置	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する。
		昆虫類の誘引効果が低い夜間照明の設定	夜間照明及び外灯は、昆虫類の誘引効果の低い黄色高圧ナトリウムランプ等を使用し、周辺の昆虫相の保全と、それらを餌とする生物の餌資源について保全する。
	廃棄物運搬車両の走行	ロードキル防止の注意喚起	存在・供用時の廃棄物運搬車両の運転手に対して、ロードキル防止のための注意喚起を行う。
生態系	最終処分場の存在	作業時間の限定	夜間、及び早朝の屋外作業は実施しない。また駐車場等の照明の対象事業実施区域外への漏洩を抑制し、動物への影響を低減化させる。
		緑化の実施	残置緑地内にある果樹園に樹木植栽を行い、周辺環境と調和のとれた二次林主体の樹林を創出するとともに、造成の法面は早期緑化を行い、動物の生息・利用環境を回復させる。
		施設フェンスの設置	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する。
		昆虫類の誘引効果が低い夜間照明の設定	夜間照明及び外灯は、昆虫類の誘引効果の低い黄色高圧ナトリウムランプ等を使用し、周辺の昆虫相の保全と、それらを餌とする生物の餌資源について保全する。

表 2-2-27(3) 存在・供用時の環境配慮事項（最終処分場）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
景観・風景、人と自然との触れ合い活動の場	最終処分場の存在	残置林の確保	対象事業実施区域内において現況の斜面林等を活かした残置林を確保し、周辺からの眺望の変化を最小化する。
		緑化の実施	のり面や建物周辺を植栽することで景観の変化を抑制し、周辺の里山景観との調和を図る。
		建物等の色彩の配慮	建物は周辺の里山景観との調和に配慮した色調とする。
		維持管理上の配慮	残置林やのり面が良好な状態を保つことができるよう適正な管理を行う。
廃棄物・発生土	最終処分場の稼働	ごみの減量化・分別に関する指導	広報、啓発による更なるごみの減量化・分別のための活動を行う。
		施設運営や管理事務に伴い発生する廃棄物の再利用、適正処分	施設運営や管理事務に伴い発生する廃棄物は、極力発生抑制(用紙の両面使用、缶・びん等の分別による資源としての再利用等)に努めるとともに、適正に処分する。
大気汚染物質・水質汚濁物質	最終処分場の稼働	浸出水処理水の公共用水域への無放流	浸出水処理水は、下水道に放流し、公共用水域へは放流しない。
温室効果ガス	最終処分場の稼働	重機からの温室効果ガス排出量の抑制	掘削などの施工範囲の適正な設定により重機の稼働時間を抑制する。